

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会及び
厚生科学審議会感染症部会
風しんに関する小委員会の設置について

平成25年9月2日
厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会
予防接種基本方針部会長定め
厚生科学審議会感染症部会長定め

1 設置の趣旨

風しんは、かつては国民の多くが自然に感染する疾患であり、5～6年ごとに全国的に大きな流行を繰り返す疾患であったが、予防接種の進展とともに、流行は小規模化し、2004（平成16）年（約39,000人の推計患者）以降、流行は見られていなかった。しかし、平成24年から、首都圏や関西地方などの都市部において、20～40代の成人男性を中心に患者数が増加し、2013（平成25）年は7月10日までに12,469例の患者、8例の先天性風しん症候群が報告されている状況となっている（平成24年は、年間で2,392例の患者、5例の先天性風しん症候群が確認されている。）。

現在患者の報告数は減少傾向にあるが、今後の流行の有無にかかわらず、中長期的視点にたって風しん対策を進める必要があることから、「風しんに関する特定感染症予防指針」の策定に資する検討を行うため、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会及び厚生科学審議会感染症部会の下に「風しんに関する小委員会」を設置する。

2 委員

- ・委員会の委員は別紙のとおりとする。
- ・委員長は予防接種基本方針部会長と感染症部会長の指名によるものとする。
- ・委員長は副委員長を指名できる。
- ・必要に応じて参考人を招致することができる。

3 その他

- ・委員会の議事は原則公開とする。ただし、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は会議を非公開とすることができる。
- ・委員会の庶務は、厚生労働省健康局結核感染症課が行うこととする。
- ・その他小委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。